

中四国サミットふるさと納税代行受付による災害時相互応援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中四国サミット構成県」という。）並びに一般社団法人中国経済連合会及び四国経済連合会は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害（以下「災害等」という。）が発生した場合、災害等が発生した中四国サミット構成県（以下「被災県」という。）を支援するため、災害等の発生後、速やかにふるさと納税による寄附支援を受け付けるとともに、業務の負担軽減を図ることを目的としてふるさと納税代行受付（以下「代行受付」という。）による災害時相互応援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（代行受付相互応援）

- 第1条 中四国サミット構成県内で災害等が発生した場合、被災県に対し、別に定める方法により代行受付を実施する。
- 2 中四国サミット構成県、一般社団法人中国経済連合会及び四国経済連合会は、代行受付に当たっての必要な協力をする。

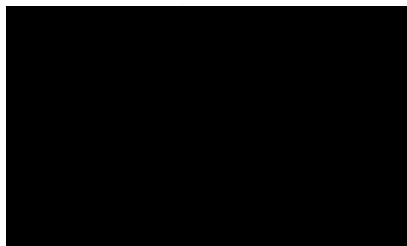
（その他）

- 第2条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、構成団体が協議して定める。

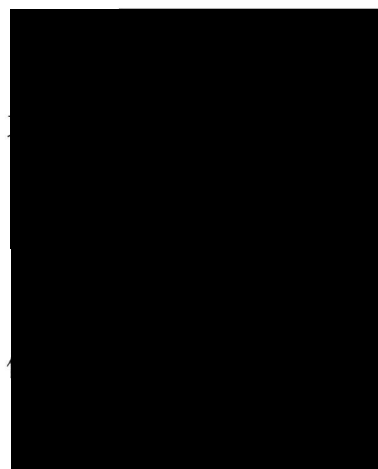
以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書11通を作成し、各構成団体が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和元年9月 1 日

鳥取県知事



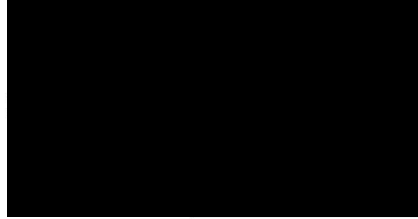
島根県知事



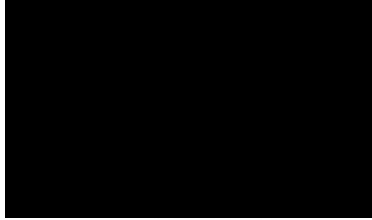
岡山県知事



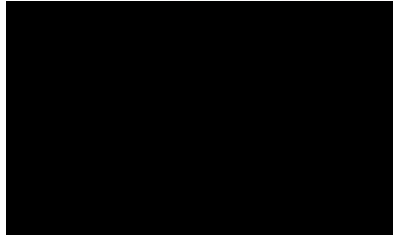
広島県知事



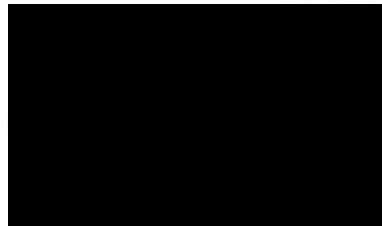
山口県知事



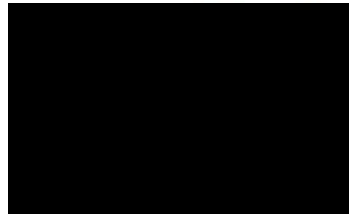
徳島県知事



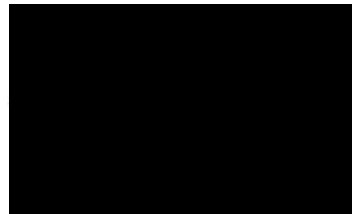
香川県知事



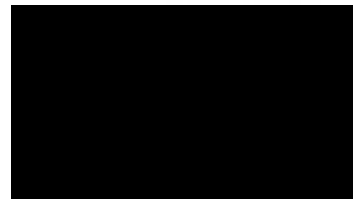
愛媛県知事



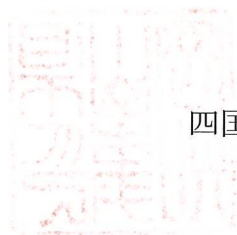
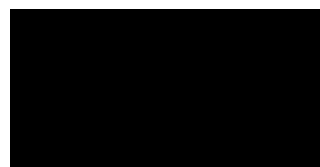
高知県知事



一般社団法人中国経済連合会会長



四国経済連合会会長



中四国サミットふるさと納税代行受付による災害時相互応援実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中四国サミットふるさと納税代行受付による災害時相互応援に関する協定に基づき、協定の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(代行受付相互応援)

第2条 中四国サミット構成県（以下「構成県」という。）内で災害等が発生し、第3項の規定に該当する場合、被災県に対し、第2項に定める応援県が代行受付を実施する。

2 応援県は、被災県ごとに別表1及び2のとおり定める。なお、別表2については、第1順位の応援県の代行受付が困難な場合は、速やかに次の順位の応援県に連絡を行い、第2順位の応援県がそれぞれの順位により代行受付を実施する。ただし、応援県以外の構成県が、被災県の代行受付を実施することを妨げない。

3 応援県は、次のいずれかに該当する場合、代行受付を実施する。

(1) 被災県から応援県に対し、代行受付実施の意向が示されたとき。

(2) 応援県が災害等の実態に照らして代行受付が必要と判断し、被災県が了承したとき。ただし、被災県に甚大な被害が推測されるときは、応援県の判断で代行受付を実施することができる。

4 応援県は、代行受付を開始又は終了したときは、全ての構成県、一般社団法人中国経済連合会及び四国経済連合会（以下「構成団体」という。）に代行受付を開始又は終了した旨の報告を行う。

5 次回中四国サミット開催県は、各応援県が受け付けた寄附件数及び寄附金額（以下「寄附件数等」という。）について、寄附件数等が確定するまでの間、適宜、集計を行い、全ての構成団体へ報告を行う。ただし、当該中四国サミット開催県が被災県の場合は、別表2に掲げる当該被災県に対する中国・四国ブロックの応援県が代わって行う。

6 応援県以外の構成団体は、代行受付に当たっての必要な協力（広報等）をする。

(応援県の代行受付)

第3条 応援県の代行受付の実施内容は次のとおりとする。

(1) 代行受付窓口（ホームページ等）の開設

(2) 寄附金受入

(3) 寄附証明書等発行

(4) 礼状発行

(5) ふるさと納税ワンストップ特例制度対応

(6) 代行受付に必要な予算措置

(実施期間)

第4条 代行受付の実施期間は、1ヶ月を目安とし、被災県と応援県で協議の上、実施期間を決定する。

(代行受付に要する経費の負担等)

第5条 応援県は、代行受付により受け入れた寄附金に相当する額を被災県へ支出する。ただし、代行受付に係る寄附金決済手数料（クレジット決済手数料、郵便局払込手数料等）及び第3条第3号から第5号までの実施に係る文書送付に要する経費を寄附金から差し引くものとする。

2 支出の方法及び時期は、被災県と応援県で協議して決定する。

3 代行受付により受け入れた寄附金に対する返礼品は贈呈しないものとする。

(その他)

第6条 この要領に定める事項について疑義が生じた場合又はこの要領に定めのない事項については、構成団体が協議して定める。

附則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

別表1（第2条第2項関係）

【中国ブロック】

被災県	応援県
鳥取県	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 (被災県を除く。)
島根県	
岡山県	
広島県	
山口県	

【四国ブロック】

被災県	応援県
徳島県	徳島県、香川県、愛媛県、高知県 (被災県を除く。)
香川県	
愛媛県	
高知県	

別表2（第2条第2項関係）

【中国・四国ブロック】

被災県	応援県	
	第1順位	第2順位
鳥取県	徳島県	山口県
島根県	高知県	愛媛県
岡山県	香川県	高知県
広島県	愛媛県	徳島県
山口県	高知県	香川県
徳島県	鳥取県	広島県
香川県	岡山県	鳥取県
愛媛県	広島県	島根県
高知県	島根県 山口県	岡山県